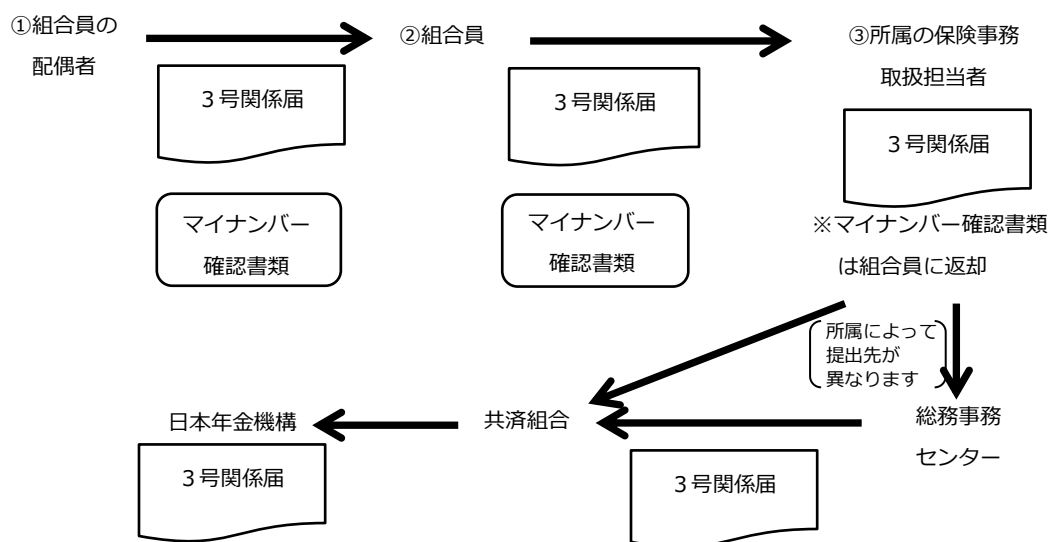


## 国民年金第3号被保険者の届出に関する事務の流れ

### ◆ マイナンバーによる届出の場合



#### ① 組合員の配偶者（被扶養者）

3号関係届を記入し、マイナンバーカード等またはその写し（以下、「マイナンバー確認書類」という）をつけて組合員に渡す。

※「委任」欄のチェックを忘れずにご記入ください。

#### ② 組合員

配偶者の代理人として、3号関係届とマイナンバー確認書類を所属の保険事務取扱担当者に提出する。

#### ③ 所属の保険事務取扱担当者

3号関係届に記載されたマイナンバーが組合員の配偶者のもので間違いのないことをマイナンバー確認書類で確認した後、**3号関係届だけを総務事務センター（水道局、交通局、病院機構、その他外郭団体等は共済組合）へ提出する（マイナンバー確認書類は提出不要です。必ず組合員へ返却してください）。**

※マイナンバーを記載しているため、3号関係届は持参もしくは郵送（簡易書留推奨）でご提出ください。

### ◆ 基礎年金番号による届出の場合

従来どおり（被扶養者の基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出）。  
庁内メール可能です。